

令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務
委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本市が実施する「令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式による参加事業者の募集及び評価基準等に関して必要な事項を定め、委託事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(3) 見積上限額

19,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務の内容

「令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 プロポーザル実施スケジュール

(1) 実施の公告(実施要領の公表)・・・・・・・・・・令和7年6月27日(金)

(2) 実施要領等に関する質問の受付期間・・・・・・・・・・令和7年6月27日(金)から7月4日(金)
まで

(3) 実施要領等に関する質問に対する回答・・・・・令和7年7月8日(火)

(4) 企画提案書等の提出期限・・・・・・・・・・・・・令和7年7月14日(月)

(5) 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年7月22日(火)

(6) 審査結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年7月下旬（予定）

(7) 業務委託契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年7月下旬（予定）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている事業者（法務局が保管する登記簿に登録されている法人）とする。

(1) 観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年観音寺市告示第116号）第2条第1項に規定する入札参加資格を得ていること。なお、参加資格を有さない事業者については、令和7年7月14日（月）までに同条第2項に規定する申請手続を完了していること。

(2) 地方公共団体から受託し、適切に履行した業務実績（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金若しくは物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用した給

付金支給業務又はこれに類する業務に限る。)を有していること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成23年観音寺市告示第25号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

5 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。
なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間

令和7年6月27日(金)午前8時30分から令和7年7月4日(金)午後5時までとする。

(3) 回答方法

令和7年7月8日(火)午後5時までに、質問者に電子メールにより回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

(4) 提出先

観音寺市政策部企画課 E-mail:kikaku@city.kanonji.lg.jp
TEL:0875-23-3917

6 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法

提出先に持参又は郵送とする。

ア 持参する場合:受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合:簡易書留郵便により、令和7年7月14日(月)午後5時必着とする。

(2) 提出期限

令和7年7月14日(月)午後5時

(3) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市政策部企画課

(4) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 見積書（様式第4号）
- オ 見積の内訳書（任意様式）
- カ 誓約書（様式第5号）
- キ 会社概要（資本金、所在地、業務内容、従業員数、沿革等が確認できるもの）
- ク 法人登記に係る履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本）
- ケ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内の原本）

(5) 提出部数

各1部。なお、企画提案書については10部。

- ア A4フラットファイルに綴じること。（企画提案書を除く。）
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に「提出書類」と「事業者名」を記載すること。

(6) 企画提案書の作成

- ア 仕様書を踏まえて作成すること。
- イ A4用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、フォントサイズは11ポイント以上とする。（フロー図及びイメージ図といった図面系資料については、A3用紙とし、提案の全体像がわかりやすい構成とすること。）
- ウ 事業者名や事業所等、参加事業者が特定できる内容は記載しないこと。
- エ 企画提案書は、参加事業者1者につき1案のみ受け付けるものとし、提出後の追加及び修正は認めない。

(7) 企画提案書に記載する項目

次に掲げるアからエまでの項目について、必ず記載すること。

- ア 仕様書に基づき、企画提案の具体的内容について、別表評価基準に留意の上、記載すること。
- イ 企画提案を遂行するための具体的な業務実施体制（人員配置を含む。）及び想定スケジュールを記載すること。
- ウ 確認書等の審査・登録等における人為的な誤り、重複申請、誤払い並びに二重支払い等を防止するための実効性のある方策を具体的に提案すること
- エ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」認証もしくはISMS適合性評価制度認証（JIS Q27001又はISO/IEC27001）の取得状況を記載すること。

7 企画提案書等の評価及び審査方法（委託候補者の選定）について

(1) 審査方法

- ア 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングで構成する。
- イ 審査は、令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

- ウ 選定委員会は、審査に係る企画提案書等に記載された内容を審査し、出席した委員の評価点の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とする。ただし、評価点の合計が最も高い提案をした者が2者以上あるときは、見積額が低い事業者を最優秀提案者とし、見積額が同額の場合は、抽選により決定する。
- エ 審査実施日時は、令和7年7月22日（火）午後1時（予定）からとし、実施場所は観音寺市役所本庁舎4階防災対策室とする。なお、実施時間等についての詳細は、別途連絡する。
- オ プレゼンテーションは、各事業者30分程度（プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング及び質疑応答：10分程度）とする。
- カ プレゼンテーションに出席できる者は、各事業者3名以内とする。ただし、委託業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。
- キ プレゼンテーションに必要な機材（PC等）は各事業者で用意すること。なお、プロジェクター及びモニターは本市において用意する。
- ク プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とするが、諸般の事情により日時等に変更がある場合は、参加事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

審査（評価）は、別表評価基準のとおりとする。

(3) 委託候補者の決定

最優秀提案者は、審査結果に基づいて市長が最終決定し、これを業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）とする。

(4) その他

- ア 参加事業者が1者の場合でも、選定委員会においてプレゼンテーション及び審査を実施し、委託候補者としての可否を決定する。
- イ 審査での評価点の合計が、全体得点の6割に満たないときは失格とする。なお、すべての参加事業者が失格となった場合、再度公募するものとする。
- ウ 審査で使用する資料については、事前に提出したものを使用することとし、当日の追加資料は認めない。ただし、資料の差替えであり、かつ軽微で審査に影響を与えないものとして委員長が認めたものについてはこの限りでない。
- エ 審査は匿名で行うこととするため、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて事業者名等は名乗らないものとし、当日使用する資料においても秘匿状況になるよう配慮するものとする。

8 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査の結果については、文書により、本プロポーザルに参加したすべての事業者に通知する。
- (2) 審査において、その審査結果に対する一切の異議申立てを認めない。
- (3) 審査結果については、本市のホームページにおいて公表する。

9 実施に関する留意事項

(1) 費用負担について

本プロポーザルに係る費用は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いについて

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出期限後における、企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、本市から追加資料提出の要請等を行った場合は速やかに応じること。

ウ 提出書類作成のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用してはならない。

エ 提出書類の著作権は参加事業者に帰属するが、選定及び公表その他本市が必要と認める場合は、本市はこれを複製して無償で使用できるものとする。

オ 提出書類は、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）の規定に基づく開示請求があったときは、参加事業者又は業務従事者等個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除いてすべて公開する予定としているので、公開されることにより支障があるものが含まれる場合はあらかじめ申し出ること。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加事業者が「3 プロポーザル実施スケジュール」の(1)から(6)までの期間において個別に選定委員会委員と接触を持つなど審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 参加事業者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為があった場合

オ 企画提案書等提出後から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

カ 審査において、指定された時刻までに出席しなかった場合。ただし、参加事業者の責に帰さない事由による場合を除く。

キ 見積書に記載された金額が見積上限額を超えた場合

ク 指定された提出方法、提出先及び提出期限等に適合しない場合

ケ 実施要領等により指定された様式及び記載上の条件等に適合しない場合

(4) その他

ア 質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより本プロポーザルの実施に支障を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。

イ 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。

ウ 企画提案書等の提出後に、参加を辞退することとしたときは、速やかに辞退書(様

式第6号)を提出すること。ただし、委託候補者の責に帰すべき事由によらない場合を除いて審査結果通知を受けた後は辞退することができない。

10 契約の締結について

- (1) 契約内容、仕様及び契約金額については、委託候補者により提案された企画提案書等をもとに、本市と詳細を協議の上、決定する。
- (2) 委託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、審査の評価点の合計が次に高い提案をした者と前号に記載する協議を行い、決定する。

11 問い合わせ先

観音寺市政策部企画課（観音寺市役所本庁舎4階）
〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
T E L : 0875-23-3917
F A X : 0875-23-3920
E-mail : kikaku@city.kanonji.lg.jp

別表 令和7年度観音寺市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託 評価基準

評価項目	評価の視点	配点										
①業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ正確に遂行でき、業務が増加した場合でも遅延なく対応できる業務体制（組織体制、管理体制）となっているか ・業務全体を踏まえ、発生しうる問題やリスク等を想定し、適切に業務を実施するための体制となっているか ・本業務が遅延なく円滑に実施できるスケジュール及びフローとなっているか 	20										
②システム構築及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を踏まえ、具体的な運用を考慮したシステムを構築し、業務が効率的かつ安定的に実施できるシステム構成や機能が提案されているか ・確認書等の審査・登録等における人為的な誤りや重複申請を防止するための実効性のある方策が具体的に提案されているか 	20										
③コールセンター業務	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ者等を待たせることなく、業務を停滞させることのない安定的な受付体制となっているか ・あらゆる問い合わせに対して正確な回答ができるよう、本業務と同種又は類似実績の経験を有し、制度について熟知した人員を配置しているか 	10										
④事務処理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・誤払い並びに二重支払い等を防止するための実効性のある方策が具体的に提案されているか ・正しく速やかに支給ができる効率的で安定的な体制となっているか 	20										
⑤セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報漏洩防止のための実効性のある方策が具体的に提案されているか ・コールセンター及び事務処理業務履行場所のセキュリティ対策は適切であるか 	10										
⑥業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実現性を信頼できる受託実績をどの程度有しているか <p>○評価計数表</p> <table border="1" data-bbox="496 1574 1264 1700"> <tbody> <tr> <td>受託実績数</td> <td>1件</td> <td>2～5件</td> <td>6～9件</td> <td>10件以上</td> </tr> <tr> <td>評価係数</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	受託実績数	1件	2～5件	6～9件	10件以上	評価係数	0.2	0.5	0.8	1.0	10
受託実績数	1件	2～5件	6～9件	10件以上								
評価係数	0.2	0.5	0.8	1.0								
⑦見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・10点×（最低価格提示事業者見積額／当該事業者見積額） <p>※小数点以下切捨て</p>	10										
合 計		100										